

協議会だより

全国児童福祉主管課長会議資料が発表されました

二〇二二年三月五日、厚生労働省（以下、厚労省）ホームページに「全国児童福祉主管課長会議」の資料が掲載されました（「新型コロナウイルス感染症」予防のため、参集形式での会議は実施されず、資料の掲載のみ）。

このなかから、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の参酌化に伴う条例改正等の状況についてを紹介します。

なお、本誌五七ページには、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」と）と条例の関係、職員に関する基準、参酌化についてまとめていますので、あわせてごらんください。

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の参酌化に伴う条例改正等の状況については、二〇二〇年九月末時点の調査です。以下、いくつかの項目をくわしく見ていきます。

◆放課後児童クラブを実施している一六二三百自治体のうち、五七五自治体で「人員配置・資格要件」基準の改正が行われていました。「具体的な改正内容」は以下のとおりです。（複数回答。か所＝自治体数）

- ・放課後児童支援員（以下、支援員）等の員数に関する改正
三三か所（五・六％）
- ・支援員の資格要件に関する改正、一〇か所（一・七％）
- ・放課後児童支援員認定資格研修（以下「認定資格研修」）修了要件の経過措置延長、五六〇

か所（九七・四％）
・職員の専任規定に関する改正、三三か所（〇・五％）
なお、改正が行われた五七五か所のうち、五三三か所は、「認定資格研修」修了要件の経過措置の延長のみを改正しています。

◆支援員等の員数について、国の基準（支援員の複数配置が原則）とは異なる規定を設けた自治体（三三か所）における基準内容と自治体数の内訳はつぎのとおりです。

- ・放課後児童支援員の一人配置を可とする「二七か所
- ・補助員の二人以上を可とする「二か所
- ・補助員の一人配置を可とする「一か所
- ・その他「二か所

◆支援員の配置と数について、国の基準とは異なる規定を設けた際に、それを認める場合の要件を、「利用児童が二〇人未満の事業所」としている自治体（一〇か所）、

「夕方等の特定の時間帯（八か所）として」いる自治体、「土曜日等の特定の曜日」（五か所）として」いる自治体がある一方で、「その他」（一四か所）「特段の制限を設けていない」（二か所）という自治体もありました（複数回答）。

◆支援員の資格について、国の基準と異なる規定を設けた自治体は「国の基準と異なる基礎資格を規定」したところが五か所、「認定資格研修」修了の義務なし」としたところが五か所でした。

なお、この資格は当該の市町村のみで有効となるもので、ほかの自治体では無資格者の扱いとなることには注意が必要です。

◆「条例改正実施済み」と回答した五七五自治体のなかには、条例の内容などを事業者や利用者へ周知・説明していない自治体が一四一ありました。具体的な内訳はつぎのとおりです。

- ・事業者と利用者の両方に対し、条例の内容等を周知・説明した

三八八か所

・事業者に対し、条例の内容等を周知・説明した、八か所

・利用者に対し、条例の内容等を周知・説明した、三八か所

・実施していない、一四一か所

本来、市町村において、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例」の内容を変更する際には、住民・利用者への説明、子ども・子育て会議での議論、市町村議会での議決が必要です。

また、周知・説明したと回答しているも、「通知を发出した」「自治体のホームページに掲載した」にとどまっているところがあることも推測されます。

◆条例改正実施済みの自治体（五七五か所）において、参酌化による影響があったと回答した自治体は三二八ありました。具体的な内容は、以下のとおりです（複数回答）。

・事業の継続が困難であったが、参酌化により事業の継続が可能

となった、二七三か所

・これまで放課後児童クラブを実施していなかったが、参酌化により新たな事業を開始した（予定）、一七か所

・利用児童の少ない夕方の時間帯の開所時間を延長する等、より保護者のニーズに応える対応が可能となった、一五か所

・その他、三四か所

これらの回答は、参酌化の好影響を印象つけるものとなっています。しかし、「指導員が一人だけで保育を行う状況が継続的にある」状態では、「その場そのときの直接的な安全を確保する」と「緊急時の対応」に多くの困難が生じたり、「子どもの生活空間が狭められる」「一斉活動」が増えて活動が制限されるなどの状況が生じますし、「一人ひとりにていねいに関わること」ができません。子どもを多角的に理解すること、大きな困難をともないます。

厚労省は、二〇二二年三月八日

付で、子ども家庭局長通知「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」と異なる基準を定める場合の留意事項について」を发出し、つぎのように注意喚起しています。

「事業をいかなる体制で運営する場合であっても、子どもの安全の確保について最大限留意することが必要」

「必ず利用児童の安全確保方策について条例等により定めるとともに、それによる対策を講じられたい」

「放課後児童支援員としての全国共通の認定資格を付与するためには、設備運営基準第二〇条第三項に規定する要件を満たす必要があることに御留意願いたい」

指導員が経験を蓄積し、子どもと安定的に継続して関わりを持てるようにするために必要なのは、「設備運営基準」の「緩和」ではなく、指導員が就労を継続するた

めの条件整備と人材確保です。

現在、全国学童保育連絡協議会と地域の学童保育連絡協議会も「従うべき基準」の参酌化にともなう各市町村の条例改正の状況を独自に調査しています。ひきつづき、各地の状況や動きについてぜひ情報をお寄せください。

全国学童保育指導員学校を開催します

学童保育指導員の資質向上と学童保育の内容充実を目的に開催する「全国学童保育指導員学校」。二〇二一年度は、「新型コロナウイルス感染症」拡大防止の観点から、オンラインを活用して、全国一〇会場で開催の準備を進めています。今月号の巻末に八会場分の案内を掲載していますので、誘いあって学びましょう。

また、九月に開催予定の「東北会場」「九州（熊本）会場」の案内は、二〇二二年七月号の巻末に掲載します。